

事 務 連 絡

平成 26 年 4 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策
における風俗営業行政との連携の推進について

標記については、「風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成 13 年 11 月 12 日付け消防予第 393 号。以下「393 号通知」という。）により、地域の実情に応じた適切な対策を推進していただいているところです。

最近、無許可風俗営業により警察機関（各都道府県警察及び各警察署をいう。以下同じ。）が検挙した深夜酒類提供飲食店において、多数の消防法違反が認められたことを踏まえ、393 号通知により整備した連携の仕組みを活用し、合同の立入検査の実施等について更なる連携に努めるよう別添のとおり警察庁生活安全局保安課長から各道府県警察本部長等あて通知がなされていますので、お知らせします。

貴職におかれましては、趣旨を御理解の上、引き続き、消防法令違反の是正指導や違反処理等に係る警察機関との連携を推進されますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
担 当：千葉違反処理対策官・桂川係長・安田総務事務官
電 話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
メール：t2.yasuda@soumu.go.jp

原議保存期間	1年(平成28年3月31日まで)
有効期間	一種(平成28年3月31日まで)

警察庁丁保発第63号
平成26年4月4日
警察庁生活安全局保安課長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

風俗営業行政における消防行政との連携について(通達)

見出しの件については、「風俗営業行政における建築及び消防関係の行政との連携について」(平成13年11月12日付け警察庁丁生環発第233号。以下「課長通達」という。)により指示してきたところであるが、最近、無許可風俗営業で検挙した深夜酒類提供飲食店数店舗において、避難通路上への避難の支障となる物件の多数存置、基準値以上の防災性能を有さない防災対象物品の使用並びに屋内消火栓設備及び誘導灯設備の不備等、多数の消防法違反が認められた。

このような営業所等において一たび火災が発生すれば、最悪の場合は多数の死傷者を出す大惨事に至る可能性も高く、極めて憂慮されるところである。

各都道府県警察にあっては、惨事の未然防止を図るため、課長通達に基づき整備した消防行政(消防長(消防本部を置かない市町村においては市町村長)又は消防署長をいう。)との連携の仕組みを活用し、平素からの情報交換、合同立入りの実施等、更なる連携に努められたい。

なお、本件については、総務省消防庁予防課とも協議済みであることを申し添える。